

# 季節性インフルエンザ予防接種助成事業

東伊豆町では、以下の内容で季節性インフルエンザ予防接種の助成事業を実施しています。

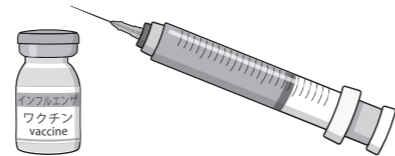
## ●高齢者インフルエンザ予防接種 ※対象となる方には通知をしています。

- 対象者** 東伊豆町に住居登録があり、接種日現在で次に該当する方
- ◆令和2年10月1日現在で65歳以上の方（昭和30年10月2日以前に生まれた方）
  - ◆満60歳以上、65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、身障手帳1級を持っている方

**接種期間** 令和2年10月1日～令和2年12月28日

**接種回数** 1回

**接種費用** 2,500円



## ●こどもインフルエンザ予防接種費用助成事業

**対象者** 東伊豆町に住居登録があり、接種日に生後6か月から18歳（高校3年生相当）の方

**接種期間** 令和2年10月1日～令和3年2月28日接種分

**助成内容** 接種1回につき上限1,000円  
接種日に13歳未満の方は1人2回までの助成となります。

**申請方法** 助成対象接種期間に接種後、令和3年3月31日(水)までに保健福祉センターに申請  
※2回接種する人は、2回目接種後に申請

- 持ち物**
- ①医療機関が発行した領収書（原本）※接種を受けた人の氏名が入っていること。
  - ②母子健康手帳や予防接種済証など予防接種の種類がわかるもの  
※①で予接種日等が確認できない時
  - ③申請者の通帳など振込先口座がわかるもの
  - ④印鑑（認印）
  - ⑤東伊豆町こどもインフルエンザ予防接種費用助成金交付申請書  
※東伊豆町のホームページからダウンロードできます。

注意!!  
領収書がないと  
申請できません

※予防接種は、インフルエンザを重症化させないようにすることが最も大きな効果です。接種を受ければ絶対にインフルエンザにかからないというものではありません。

### 感染防止の3つの基本

1. 身体的距離の確保
2. マスクの着用
3. 手洗いの徹底

あわせて、お口のケア（口腔ケア）＝うがいやはみがき等をする事も、感染予防に役立ちます。お口のケアをすることで、のどや口の粘膜がうるおい、ウイルスに対する防御力が高まります。マスクをしていると口呼吸になりがちで、口の中が乾燥しやすくなります。鼻呼吸を意識するなど、口の中の乾燥にも気をつけましょう。

### 保健福祉センター 12月行事カレンダー

日	曜	時 間	行 事 名
2	水	～	あかちゃん教室②（受付9:45～10:00） 保健福祉センター
7	月	9:00～11:30	妊婦相談（母子手帳交付）（7・14・21・28日） 保健福祉センター
9	水	～	6ヶ月児相談（受付9:00～個別指定制） 保健福祉センター
		～	12ヶ月児相談（受付9:00～個別指定制） 保健福祉センター
10	木	～	2歳児教室（受付9:00～個別指定制） 保健福祉センター
		～	3歳児健診（受付12:50～個別指定制） 保健福祉センター
		～	1歳6ヶ月児健診（受付13:30～個別指定制） 保健福祉センター
16	水	～	あかちゃん教室③（受付9:45～10:00） 保健福祉センター
23	水	～	あかちゃん教室④（受付9:45～10:00） 保健福祉センター
25	金	～	育児サークル（受付9:40～10:00） 保健福祉センター

◆日時が変更となる場合がありますのでご確認ください。



9月30日、太田町長は、今年度100歳を迎える方を訪問し国・県・町からの表彰状や記念品、敬老祝金を贈呈しました。

町長が「お元気ですね。長生きの秘訣は何ですか。」と質問すると「好き嫌いなく何でも食べる。」、「毎日畑仕事をする。」等、笑顔で話してくださいました。また、「最近の楽しみは？」と伺うと、「クイズを解くことが楽しみ」「デイサービスでお友達と交流すること」という答えが。毎日楽しく暮らすことも、健康で長生きをする秘訣のようです。

今年度100歳を迎える、大川区の土屋さん、飯田房芳さん、飯田さん、白田区の土屋つ子さん、入谷区の遠藤せつ子さん、田町の稲葉文子さん、おめでとうございます。

祝  
100歳  
いつまでも輝く笑顔で

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したひとり親家庭の方へ

## 給付金の申請はお済みですか

### ひとり親世帯臨時特別給付金

1世帯当たり5万円が受け取れます。  
（第2子以降1人につき3万円を加算）  
お早めに支給要件をご確認ください！

#### 支給対象となる方

- 令和2年6月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている。
- ▶収入基準額（親1人、子ども1人の世帯の場合）：365万円未満
- ▶令和2年6月以降に上記要件に該当した方も対象です。
- ▶「家計が急変」とは収入の減少だけでなく、得られていたはずの収入が得られなかった場合も含まれます。
- 児童扶養手当の支給要件に該当しているお子さんを監護等している。
- ▶平成14年4月1日以降（障害の状態にあるお子さんの場合は、平成12年4月1日以降）に生まれたお子さんが対象です。

※公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方も、支給対象です。詳しくはコールセンター又は子育て支援係へお問い合わせ下さい。

問合せ先  
コールセンター  
☎0120-400-903（平日9:00～18:00）

お申し込み  
住民福祉課 子育て支援係  
☎95-6204